市有地を売却します



所在地: 久々野町久々野字中島2540番68ほか全6筆

地目:宅地 学区: 久々野小・久々野中



No.	面積	価 格	
3	254.92m²	300.8万円	
4	248.29m²	302.9万円	

No.	面積	価格 251.9万円 258.4万円	
5	217.23m²		
6	226.73m²		

I.

(道路ボックス

反保大橋

200m

\mathcal{O}	所 在 地	地目	面 積	価格(万円)
	物件No.7~8 清見町三日町字島田552番6 外1区画	宅地	273.85~297.87m²	290.2~312.7
	物件No.9~11 清貝町三日町字岩下1466番13 外2区画	宅地	213.08~260.37m²	283.3~305.0
	物件No.12 山田町1455番4	宅地	1,007.17㎡	2,558.2

同一区画に複数の方が申し込みがあった場合は抽選で

す。詳細は、市HPをご覧ください。

募集期間 ~ 5月14日金 (持参)平日8:30~17:15

(郵送)5月14日 金必着

受付場所 契約管財課(本庁4階)

必要書類 公募抽選参加申込書(指定様式)、誓約書(指定 様式)、住民票、印鑑登録証明書(※住民票、 印鑑登録証明書は令和3年4月1日以降に発行 されたもののみ有効)

ため、

市民活動団体の登録制度

を設けています。

また、

市登録

団体・行政などとの連携を図る

市民活動団体の活動支援や他

ながるまちづくり活動で、

今年

币民活動を応援します

抽選日 5月20日休10:00~※3月末時点で先約済み となっている場合があります。

問合 契約管財課

335-3135

一市民活動事業補助金 活動促進事業

②構成員が5人以上

③主たる事務所が市内にある ⑤入会制限のない市民に開かれ ④活動を行う区域が主に市内

た団体 地域の活性化や課題解決につ など 3階) 申込 助成 す ※各種申請書は協働推進課(本庁 費の1/2以内で上限3万円を HP

)や各支所窓口にあるほか、 |からもダウンロードできま

設立前に窓口(随時受付)

ています。 のほか、 設立するための助成制度を設け 団体が実施するまちづくり活動

新たに市民活動団体を

①特定非営利活動促進法第2条 ●市民活動団体登録の主な要件

動法人である 体に限る) または特定非営利活 行うもの(法人格を有しない団 に規定する特定非営利活動を

申込

ようとする市民に対して対象経 市民活動団体設立補助金 新たに市民活動団体を設立し

必要書類を窓□(随時受付)

内で上限20万円を助成

る事業に対して対象経費の範囲 域などと協働・連携して実施 2協働促進事業 活動促進事業の対象事業を地

申込 円を助成 象経費の1 必要書類を5月3日月 /2以内で上限30万

度中に実施する事業に対して対 でに窓口

問合 協働推進課

父通安全と防犯に関する助成制度を見直しまし

高齢運転者の急発進等抑制装置設置への助成については、 県の なお、 補

防犯カメラの設置への助成については、 国の助成制度は令和3年度も継続されます。 助制度廃止に伴い令和3年3月31日をもって廃止します。 るのに伴い令和3年3月31日をもって廃止します。 県の助成制度が開始され

2021.4.1